

船舶インシデント調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年10月19日 12時00分ごろ
発生場所	北海道小樽市高島岬北北東方沖 日和山灯台から真方位015° 6.5海里付近 （概位 北緯43° 20.6′ 東経141° 03.2′）
インシデントの概要	遊漁船大和は、帰航中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年11月1日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 大和、9.25トン 200-26554 北海道、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、392.70kW、回転数毎分 2,400、6気筒、ボア117.9mm、使用燃料A重油、平成 1 4年7月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、帰航中、主機が異音を発したので、船長が、主機を停止して点検したところ、主機のシリンダブロックに割損を認め、運航不能と判断して仲間の遊漁船に救助を依頼し、同遊漁船にえい航されて小樽市小樽港に着岸した。 機関修理業者は、本インシデント後、主機を開放して点検したところ、船首から順に番号が付された主機の1番シリンダのピストン（以下「本件ピストン」という。）が割損しているのを認めた。 船長は、本件ピストンが、異物の混入などで潤滑油の経路が閉塞し、潤滑油供給不足となって過熱され、焼き付いて割損したのではないかと本インシデント後に思った。 主機は、約16年間使用されていた。
分析	本船は、帰航中、本件ピストンが割損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。 本件ピストンは、異物の混入などにより潤滑油の経路が閉塞したこと、又は潤滑油が性状不良となっていたことから、過熱されて焼き付き、割損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、帰航中、本件ピストンが割損したた

	<p>め、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・主機は、定期的な潤滑油の性状確認及びフィルタの交換を行うこと。・主機は、定期検査等において潤滑油の経路をエア等を用いて清掃することが望ましい。